石巻市監査委員告示第８号

令和７年３月７日付け石巻市監査委員告示第５号で公表した選挙管理委員会事務局（各分室を含む）の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第１９９条第１４項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和７年３月２５日

石巻市監査委員　堀　内　賢　市

石巻市監査委員　清　水　俊　雄

石巻市監査委員　奥　山　浩　幸

石選管第３５８号
令和７年３月２５日

石巻市監査委員　堀　内　賢　市　殿
石巻市監査委員　清　水　俊　雄　殿
石巻市監査委員　奥　山　浩　幸　殿

石巻市選挙管理委員会
委員長　齋　藤　洋　一

監査結果に係る措置について（通知）

令和７年３月７日付け石監第２５号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

**指摘事項**

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

| 監査結果（指摘の内容） | 措置（改善・検討）状況 |
|---|---|
| 【団体管理事務】（令和５年度）<br>次の団体に係る団体管理事務において、不適正な事務処理が見受けられたので、公金の取扱いに準じて適正な出納事務を行うこと。<br>ア　石巻市明るい選挙推進協議会<br>支出伺の金額と預金払出の金額に相違があり、立替払いが認められる。<br>（会議費）<br>・支出内容　総会お茶代<br>・支出伺の金額　758 円<br>（@78×9 本×1.08）<br>・支出伺　令和５年５月 11 日<br>・支払日　令和５年５月 11 日<br>（領収書日付）<br>・預金払出日　令和５年５月 11 日<br>・預金払出金額　702 円<br>（消費税分を除き払出）<br>※差し引き 56 円を職員が立て替えしたままとなっている。 | ア　石巻市明るい選挙推進協議会<br>御指摘のありました事項につきましては、今後、立替払いが行われる事がないよう所属職員に周知徹底したほか、支出が見込まれる場合には、公金に準じた資金前渡を活用し、再発防止に向けて、常に細心の注意を払ってまいります。<br>また、支出伺と通帳の払い戻し伝票の記載金額に相違がないか、複数の職員によるチェックを行うとともに、事務局長が通帳印（代表者印）を押印する際に改めて確認を行い、適正な事務処理に努めてまいります。<br>なお、立て替えしたままとなっている 56 円につきましては、団体会計から当該職員への支払いを令和７年３月７日付けで事務処理いたしました。 |